

道路占用許可の電子申請（直轄国道） について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

1. はじめに

国土交通省では、直轄国道（国が管理する道路）における占有許可申請手続に関しては、インターネットを活用して、公益物件（上下水道、鉄道、電気、電話、ガス等）を対象とする「道路占有許可電子申請システム」（以下、「電子申請システム」という。）を構築し、平成13年2月より順次各地方整備局等管内ごとに運用を開始してきたところです。

運用開始後、様々な促進計画を実施してきた結果、平成20年度には、公益物件の道路占有許可申請手続の電子申請利用率が6割に達するまでに至りました。

しかし一方で、同システムも運用開始後、10年近く経過する中で電子申請の利便性の限界等の様々な運用上の課題を抱えてきており、これら課題を解消すべく、新たなシステムへの移行を検討してきました。

こうした検討のもと、同システムの更改版として、新たに「道路占有システム」を開発し、平成23年1月より各地方整備局等ごとに順次運用を開始しております。

今回この「道路占有システム」の概要について、この場を借りてご紹介させていただきたいと考えております。

2. 道路占有システムへの移行の背景

1.にてふれましたとおり、公益物件を対象とした道路許可申請手続に関しては、平成13年2月より電子申請システムによる電子申請による受付を開始してきたところです。

電子申請の導入前は、利用者のみなさまが道路占有許可申請を行う際は、申請書、許可書を受け取る都度、道路管理者の窓口（事務所・出張所等）まで往復する必要がありましたが、電子申請システム運用開始後は、こうした往復が不要となり、かつ、24時間申請書の提出が可能となり、利用者のみなさまの負担軽減及び道路管理者の事務の効率化に寄与してきました。

一方で、国土交通省としても電子申請の利用促進にあたって、平成17年度以降、各地域ごとに利用促進のための推進体制を充実させ、公益事業者のみなさまに対する操作説明会の実施、ホームページやパンフレットの充実、活用、また、より利便性を高めるため、システムを改良する等の利用促進に努めてきたところです。

こうした利用促進の取組みの結果、さらには、公益事業者のみなさまにご協力いただいた結果、運用開始当初に比べ利用率も増加してきたところですが、ここ数年、伸び悩んできているのが現状です（公益物件の道路占有許可申請に係るオンライン利用率の推移 H19：51.6% H20：61.4% H21：61.9% これは全国の直轄国道における数値であり、各地方整備局等ごとに利用率には大きく差があります。）。

このような利用率の伸び悩みの原因としては、利用者のみなさまにとって、電子申請の利便性の限界及びセキュリティ面での脆弱性が生じていること等があげられます。

例えば、利用者のみなさまの利用PCに導入されている最新のOS等への対応が遅れていること、また、添付ファイルの容量・形式に限界があり、かつ、地図データについても別ソフトにより作成し、添付しな

なければならないといった不便なものとなっている等の利便性に限界があったこと、さらに、セキュリティ面においては、受付センターの申請受付サーバと各地方整備局等に設置されているデータ保管サーバの接続が一般のインターネット回線を介している等、昨今のシステムネットワークの高度なセキュリティ確保の観点からも脆弱性は否めないものとなっております。

一方で、システムの寿命面でも開発後10年近く経過していることから、障害発生が増加も否めない状況となっており、システムの抜本的な更改（プログラムの開発）が求められていたところです。

こうした課題解決を図るため、これまで国土交通省において、新たなシステムの開発を模索し、既存システムの更改を図ってきたところでありますが、この度新たに更改された「道路占用システム」は、以下にご紹介するとおり、これら課題を解決し、より利用者のみなさまの利便性を向上させたシステムとなっております。

3. 道路占用システムの特徴

今回新たに更改された道路占用システムは、電子申請システムの2.でふれた課題解決を図るため、①添付ファイルの容量・形式の拡大、地図データの一元的整備による利便性の向上、併せて、十分なデータ処理・保管容量の確保といった電子申請の更なる促進、②申請者の利用PCに導入されている最新OS等への対応といった利用環境の拡大、③占用許可・申請情報の一元的管理、専用回線での通信によるセキュリティの向上、併せて冗長化により耐障害性を確保するといった高度なセキュリティの確保の実現、④システムの抜本的更改（プログラム開発）による障害発生（リスク）の低減化を実現すべく開発されてきました。

道路占用システムの具体的な特徴については、以下にご紹介させていただきます。

(1) システムの高い安全性・信頼性・拡張性

道路占用システムについては、電子申請システム以上の高いセキュリティと耐障害性を備え、将来的な業務の増大に柔軟に対応できる拡張性を備えています。

具体的には、各サーバについては、高度なセキュリティの確保されたデータセンタにて一元的に管理され、サーバの2重化・負荷分散により信頼性・可用性を確保しており、また、業務量の増大時に備えた柔軟性を確保している。また、データセンタと各地方整備局等の接続は、独立した専用回線を使用し、セキュアで高速なネットワークでのデータ通信により安全性も確保されています。

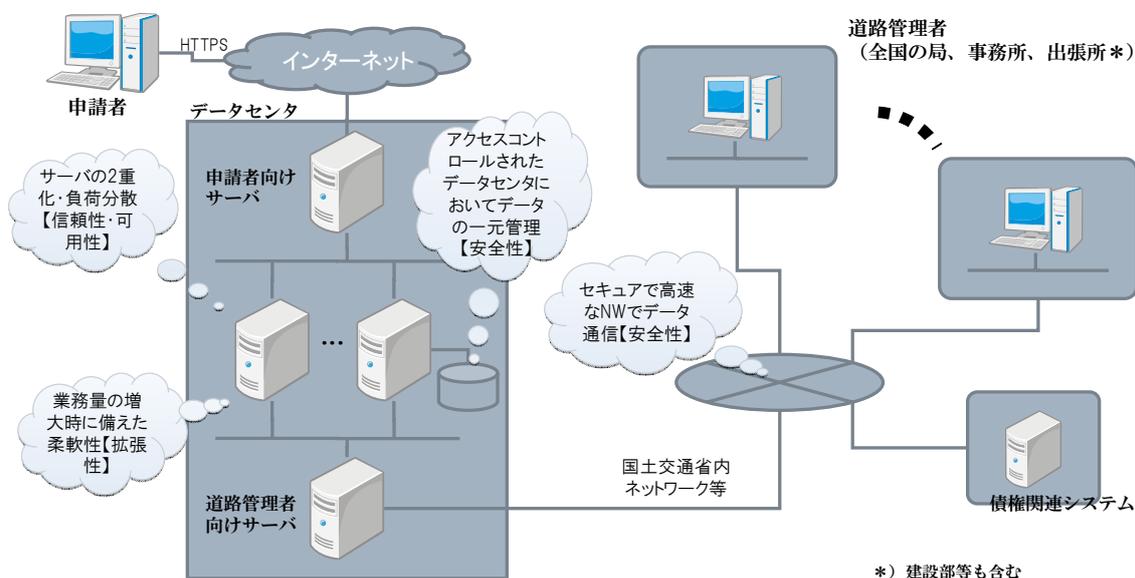


図-1 システムの高い安全性・信頼性・拡張性

(2) 申請者のみなさまにとってのメリット

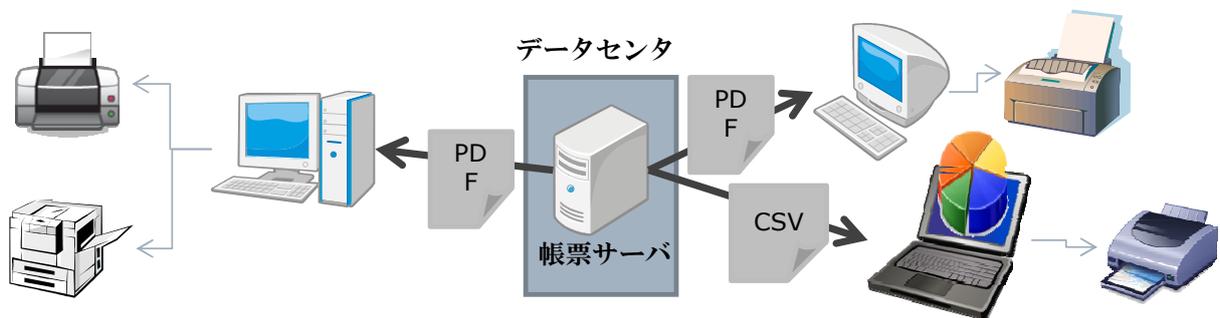
道路占用システムは、以下のとおり利用者の利便性を確保した工夫がなされています。

- ① PC 端末上の WEB ブラウザを用いて、申請・届出等を行います。帳票類は PDF 形式で作成されます。
 - OS：WindowsXP、WindowsVista（Windows7 は平成 23 年度中に対応予定）
 - ブラウザ：InternetExplorer6/7、FireFox3（IE8 は平成 23 年度中に対応予定）
 - 画面解像度：横 1024 ピクセル以上×縦 768 ピクセル以上
 - JavaScript 使用
- ② 画面上に操作の補助となる情報を表示し、ユーザにとって操作しやすいシステムになるよう工夫されています。



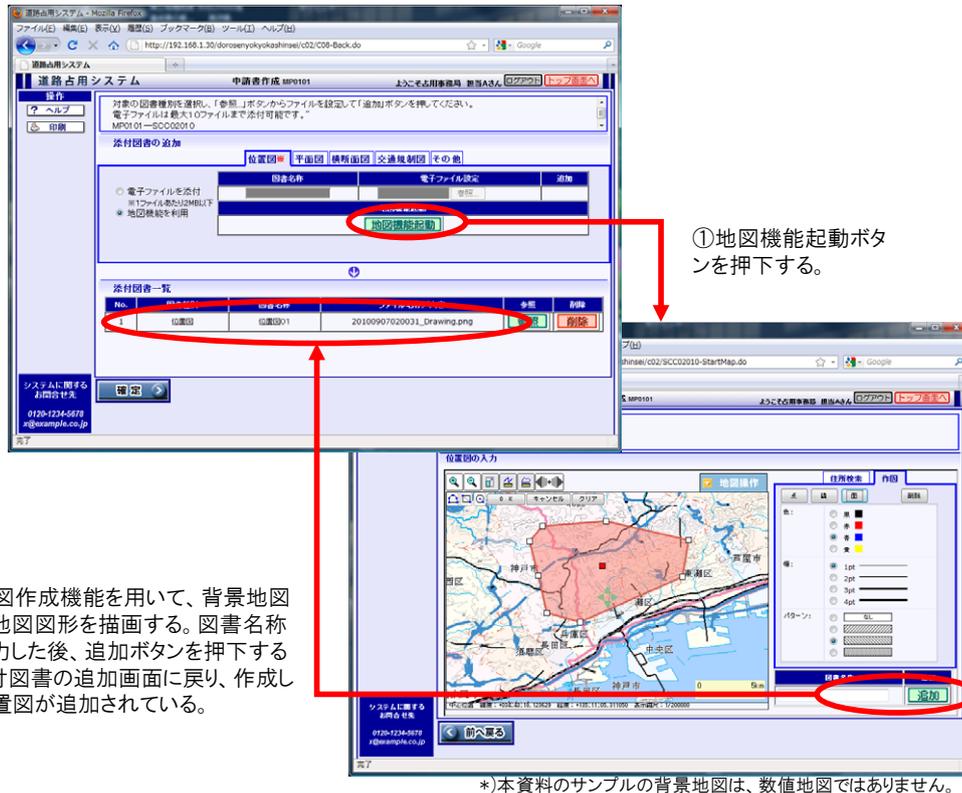
図－2 画面の工夫

- ③ 帳票類は PDF 形式で作成されます。また、集統計系の帳票については、CSV 形式のファイルの作成も可能であるため独自の集計を行えます。
 - PDF 閲覧ソフト：Acrobat Reader 等
 - CSV 編集ソフト：Excel 等



図－3

- ④ 電子申請システムと異なり、申請者作成用の別プログラムが不要で、WEB ブラウザ画面だけで、申請・届出書類の入力と送信が行えます。プログラムのアップデート作業も不要です。
- ⑤ 位置図の作成と添付を簡便化する地図作成機能を備えています（数値地図 CD を購入しなくて済みます。）。



②地図作成機能を用いて、背景地図上に地図図形を描画する。図書名称を入力した後、追加ボタンを押下すると添付図書の追加画面に戻り、作成した位置図が追加されている。

①地図機能起動ボタンを押下する。

*本資料のサンプルの背景地図は、数値地図ではありません。

図-4 地図機能の利用イメージ

⑥ 添付可能なファイル形式が増えました。また、計 10 ファイル（1 ファイルあたり 2MB まで）添付可能です。

- JPEG/PNG/TIFF/PDF/DOC (Word ファイル) /XLS (Excel ファイル) /CAD (DXF/SXF 形式) /JTD (一太郎)

⑦ 一時保存機能を用いて、繰り返し類似申請が行えます。

⑧ 入力画面が 2 種類用意されています。申請書類のレイアウト上に入力する方法（帳票入力）と、システムの誘導に従い入力する方法（ウィザード入力）が用意されています。

□ 【ウィザード形式】

- 提出書類の入力工程を複数の段階に分け、表示される画面に従って入力を進める。手続きに慣れていない申請者でも漏れなく淡々と入力を進めることが可能。

□ 【帳票形式】

- 帳票イメージで項目がレイアウトされた入力画面上で入力を行う（現行の道路占有許可電子申請システムと同様）。



図-5 2種類の入力画面

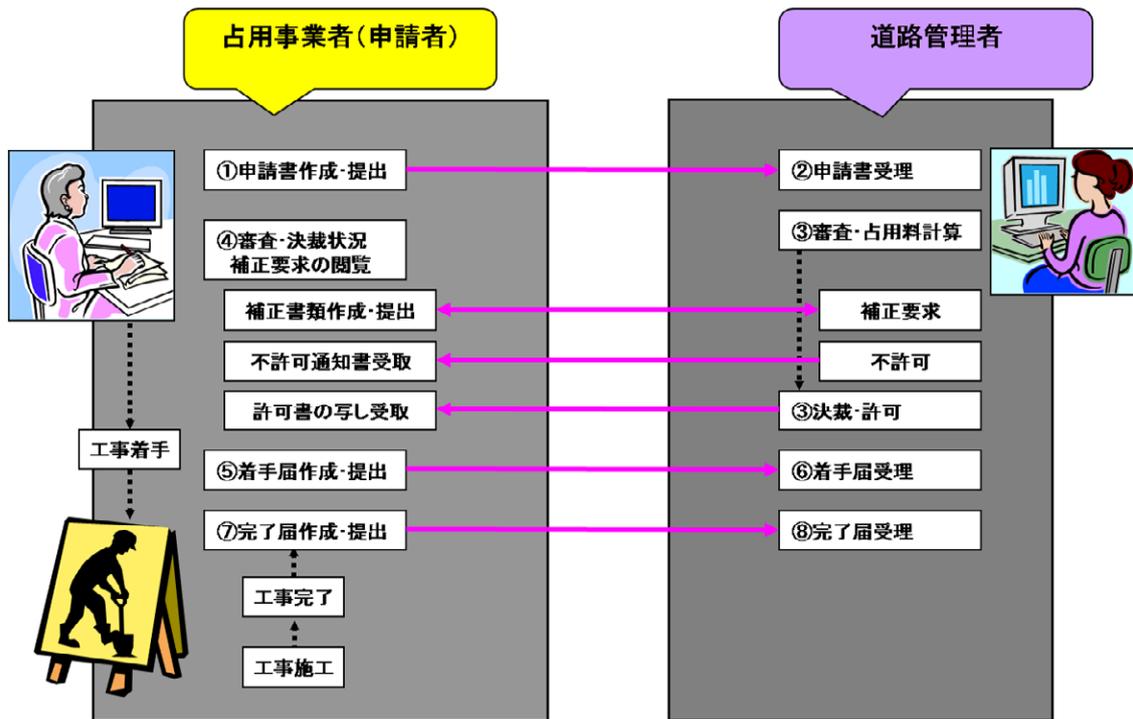
4. 電子申請で可能となる業務

占用許可申請書及び添付書類の作成・提出が電子申請により可能です（添付書類については、メール送信の他、別途送付、あるいは、事前協議時に渡すことも可能です。）。

また、廃止、一般承継、名称変更、住所変更、物件の保守、占用物件の軽易な変更、着手届、完了届等の各種届出書の作成・提出も電子申請により可能です。

その他に、道路管理者側の審査状況・決裁状況・補正要求の有無等の進捗状況が確認できます。また、許可書についてはダウンロードにより写しが取得できます。さらに、補正要求に対する回答が提出できます。

（以下、図－6中の赤い矢印のやりとりがシステムにより可能となっております。）



図－6

5. 終わりに

以上、道路占用許可の電子申請（直轄国道）について、道路占用システムへの移行を簡単にご紹介させていただきましたが、現在、電子申請を利用されていない公益事業者のみならずにも是非ご利用いただきたいと考えております。

ご利用にあたっては、以下の道路占用システムホームページに利用方法、操作方法等掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

また、道路占用システムの運用にあたっては、受付センター（ヘルプデスク）を設置し、システムに関する問い合わせを受け付けております。ご利用にあたってご不明の点がございましたら、是非、以下の道路占用システム受付センターにお問い合わせください。

- 道路占用システムホームページ (<https://www.doro-senyo.go.jp/top/>)
- 道路占用システム受付センター TEL 050-5545-6289 or 050-5545-7389
E-mail doro-senyo@kits.nttdata.co.jp